

# 建物を解体するときは 忘れずに企業局へ申し込みを！

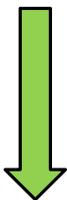


建物の解体に伴い、給水装置を撤去する場合は『給水装置工事の申し込み』が必要です。  
解体業者等は給水装置の撤去工事を行うことはできません。  
必ず企業局が指定した『指定給水装置工事事業者』に諸手続や工事を依頼してください。

※注1 給水装置とは敷地内の蛇口や水道管。

※注2 解体業者が指定給水装置工事事業者である場合を除く。

## 解体工事をする前に



- ・上水道課の窓口で引き込み位置等を確認してください。
- ・閲覧は無料ですが、電話・FAX等での照会は行っていません。
- ・宅内配管図（水栓台帳）の交付には所有者の『委任状』が必要です。
- ・現地調査や土地・建物の所有者等への埋設状況の聞き取りをしてください。
- ・メーターボックスやバルブ周りは、手堀りによる試掘等を行い水道管の位置を確認し、マーキングするなど細心の注意を払ってください。

## 解体工事が決まったら

- ・指定給水装置工事事業者に依頼し『給水装置工事申請書』（改造届もしくは撤去届）を提出してください。
- ・解体工事で水道の使用を開始する場合は、指定給水装置工事事業者を通じて開栓の手続きをしてください。
- ・解体工事中に水道管を破損し、漏水が発生した場合は、当事者が指定給水装置工事事業者に連絡して修理をしてください。※修理の費用は全て当事者の負担となります。

## 事前調査や工事申し込みをしないと

- ・解体工事により、水道管を破損し、漏水させる事故が多発しています。事前調査をせずに漏水させた場合は損失料金を請求することがあります。
- ・メーターを紛失した場合は、弁済代金を請求します。（メーターは貸与品です）
- ・給水装置工事の申し込みをしない『無届け工事』は条例違反です。さらに配管等を撤去した情報が水栓台帳に記載・登録されず、所有者等の不利益となる場合がありますので、確実な事前調査と申し込みをお願いします。